

当会と長野県は 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供に関する協定」を締結致しました！

2016年6月10日、当会と長野県は「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結致しました。全国では36番目の協定締結となります。

長野県には糸魚川—静岡構造線断層帯をはじめとする6つの主要活断層が存在し、近年では神城断層地震で多くの人的被害と建物被害が発生しました。また、山地が80%以上を占めており、そこには活火山も含まれているため、今後の地震や火山活動次第によっては大きな被害をもたらす可能性があります。

そのような状況の中で、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国不動産協会長野県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の各団体（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長野県において災害が発生した場合又は大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、又は単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力をするものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
（1）応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
（2）応急借上げ住宅の借上げに関すること
（3）応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
（4）応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
（5）その他関係者との調整に関すること
2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
（1）応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

（2）応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
（3）応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
（4）甲から委託を受けた業務に関すること
（5）その他関係者との調整に関すること

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

附則

この協定は、平成28年6月10日から施行する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月10日

甲 長野県

長野県知事 阿部 守

乙 長野県高尾町字99-10

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会

会 長 長 澤 一 真

松本市大字島立620番地8

公益社団法人 全国不動産協会長野県本部

本 部 長 丸 山 高 司

東京都中央区八重洲2丁目1番5号

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会 長 三 好 修